

北秋田市木材利用促進基本方針

【平成24年3月30日策定】

【令和4年12月16日改正】

第1 趣 旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

市が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、民間建築物等での木材利用を促し、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市が率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の情報発信をすることにより、市民に対して木と触れ合うことによる木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

地元産木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に添って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- （1）公共建築物の新築・増築または改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設は、地元産木材を使った木造化に努める。

また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地元産木材を使った木質化に努める。

- （2）その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- （3）地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備しうる公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗事務所等の施設においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。

第4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、秋田県の指針に即して可能な限り地元産木材の利用に努める。

1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院、診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（公民館等）、市営住宅等のほか市の事務・事業に使用される庁舎等。

2 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められている機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

3 公用備品等における地元産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品について、地元産木材の木製品の利用に努めるものとする。また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても積極的に地元産木材を使用するものとする。

4 その他、公共の用に供する工作物等

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められていることから、防風柵工のほか法面保護工や護岸工、水路工など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものとする。

第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

1 市の取り組み

市は建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

(1) 木材の利用の促進のための計画の策定

(2) 木材の供給体制の整備

(3) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など

(4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と、森林の適正な整備の両立に努める。

◆用語の説明

※「地元産木材」、「木造化」、「木質化」の定義

「地元産木材」

市内の森林から生産された原木及び市内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む。）を県内で製材・加工した木材製品をいう。

「木造化」

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

「木質化」

建築物の新築、増築、改築又は改装に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

附 則

この北秋田市木材利用促進基本方針は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和4年12月16日から施行する。